

## 厚生労働大臣が定める掲示事項等

更新日：2026/06/01

当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### [ 概要 ]

施設名	ふれあい診療所
所在地	東京都 三鷹市 上連雀5丁目24番2号
開設者	医療法人社団永寿会 理事長 吉田正一
管理者	所長 吉田寛子

### [ 標榜時間 ]

診療時間	平日の 午前9時00分～午後5時30分
受付時間	平日の 午前9時00分～午後5時00分
診療日	月曜日～金曜日 ※ 土曜日・日曜日・祝日、12/30～1/3 は休業となります。

### [ 施設基準 届出事項 一覧 ]

#### (基本診療料)

- ・ 時間外対応加算 1
- ・ 機能強化加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3

#### (特掲診療料)

- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の (2) の ア に規定する 在宅療養支援診療所
- ・ 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅医療情報連携加算  
(在宅時医学総合管理用の注 15 及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する)
- ・ 在宅医療 DX 情報活用加算
- ・ がん治療連携指導料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

#### (その他の届出事項)

- ・ 一般名処方加算
- ・ 癌性疼痛緩和指導管理料

[ 施設基準 届出事項 詳細 ]

(基本診療料)

時間外対応加算 1

当診療所は、診療時間外に患者様からの問い合わせがあった際に、常時対応できる体制を整えています。具体的には、常勤の医師、看護職員、または事務職員が常時対応できる体制を整えています。

機能強化加算

当診療所では「かかりつけ医」機能を有する診療所として、初診の際は機能強化加算を算定しております。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方薬を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 必要に応じて専門医又は専門医療機関へ紹介します。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保険・福祉サービスに関する相談に応じます。
- 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供システムにて検索できます。

電子的診療情報連携体制整備加算 3

- 診療所等で、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証等の利用促進等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 電子カルテに対応しています。

(特掲診療料)

別添 1 の「第 9」の 1 の (2) のアに規定する 在宅療養支援診療所 (連携型)

在宅療養支援診療所とは、在宅療養をされる方の為にその地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所であり、病院・医院の施設基準のひとつです

- 24 時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、患家の求めに応じ 24 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供しています。
- 担当医師の指示のもと、24 時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持しています。
- 緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供がなされる体制を有しています。
- 在宅療養について適切な診療記録管理をしています。
- 地域の介護・福祉サービス事業所と連携しています。
- 年に一回、在宅でお看取 (みとり) した方の人数を地方厚生局長に報告しています。

<p>在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料</p>
<p>通院が困難な患者様に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に、月一回算定します。在宅での療養を行っている患者様には「在宅時医学総合管理料」、施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）に入居している場合には、「施設入居時医学総合管理料」を算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別の患者様ごとに総合的な在宅療養計画を作成し、その内容を患者様、家族及びその看護に当たる者等に対して説明し、在宅療養計画及び説明の要点等を診療録に記載しています。</li> <li>• 他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めています。</li> <li>• 当該患者様が診療科の異なる他の保険医療機関を受診する場合には、診療の状況を示す文書を当該保険医療機関に交付する等、十分な連携を図るよう努めています。</li> </ul>
<p>在宅医療情報連携加算 （在宅時医学総合管理用の注 15 及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する）</p>
<p>ICT を用いて他職種間で患者様の診療・ケア情報を共有し、医師が計画的な医学管理を行っています。当診療所では、厚生労働省が定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠している MCS（Medical Care Station）という ICT ツールを使用しています。</p>
<p>在宅医療 DX 情報活用加算</p>
<p>オンライン資格確認等システム（居宅同意取得型）を通じて、患者様の診療情報・薬剤情報・特定健診情報などを取得し、計画的な医学管理の下で訪問診療を実施しています。マイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。</p>
<p>がん治療連携指導料</p>
<p>がん診療連携拠点病院等（計画策定病院）と連携し、地域連携診療計画（がん地域連携パス）に基づいて患者様の治療や経過観察を行っています。</p>
<p>がん性疼痛緩和指導管理料</p>
<p>がん性疼痛の症状緩和を目的として医療用麻薬を投与している患者様に対し、計画的な治療管理と療養上の必要な指導を行っています。</p>
<p>外来・在宅ベースアップ評価料（I）</p>
<p>医師や歯科医師以外の医療関係職種の賃上げを実施・継続しています。評価料として得た収入を全額、賃上げに充てています。</p>

(その他の届出事項)

一般名処方加算

当診療所は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しており、後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

そのような場合は、一般名処方した品目数に応じて算定を行っております。

患者様には、「一般名処方」によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなるというメリットがあります。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供できやすくなります。

※令和6年10月1日より後発品のある先発品(長期収載品)については、患者様自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります

癌性疼痛緩和指導管理料

症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様で、下記の3要件を充たす場合に、月1回 癌性疼痛指導管理料を算定しております。

- ①副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行っている
- ②療養上必要な指導を行っている
- ③麻薬を処方している

[ 保険外負担に関する事項 ]

別紙「令和8年度 自費一覧」をご参照ください。

[ 意思決定支援について ]

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援を定めております。

[ 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について ]

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。